

**平成27年度**  
**第2回大分県自立支援協議会**

**日時：平成28年2月1日（月）**  
**場所：大分県庁舎 本館12会議室**

**大分県福祉保健部障害福祉課**

## 目 次

議題 1	医療的なケアが必要な障がい児・者に対する支援	1
議題 2	障がい者アートの取組について	5
議題 3	自立支援協議会を活用した障がい者スポーツの普及	9
	報告事項	13

## 議題 1

医療的ケアが必要な障がい児・者に対する支援

## 9. 障害児支援について

### (1) 現状・課題

(障害児支援の現状と課題)

- 障害児支援については、平成24年児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設された。
- 保育所や放課後児童クラブにおける障害児の受入れについては、例えば、障害児を受け入れる放課後児童クラブに対して、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するために必要な経費について補助を行うことなどにより、年々着実に進んでおり(約2万8千人(平成26年5月))、また、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に入所する障害児数が増加するなど、一般施策等における対応が拡大している。
- 乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設に虐待等により入所している障害児や、重度の障害や疾病等により外出が困難であるために在宅で生活する障害児に対する発達支援については、必ずしも十分に届いていない状況にあるとの指摘がある。
- 在宅で生活している障害児の支援については、保育等の他制度との連携や、入所支援の機能の活用についても留意する必要がある。

(医療的ケア児への支援)

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。このような医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、障害児に関する制度の中で医療的ケア児の位置付けが明確ではないこと等から、必要な福祉サービスが受けにくいほか、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が十分ではないこと等から、家庭に大きな負担がかかっているとの指摘がある。

(適切なサービスの確保と質の向上)

- 放課後等デイサービスについては、量的な拡大が著しく、その費用額は1,024億円(平成26年度)で対前年比5割近くの伸び、その事業所数及び利用者数は対前年比で3割近くの伸びとなっており、特に営利法人が数多く参入している。  
さらに、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘がある。
- 障害福祉計画については、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について記載するよう努めることとされている。

## (2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、気づきの段階からきめ細かく対応するとともに、障害児支援のうち特に放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の質の向上を図るため、以下のような取組を実施すべきである。

(発達支援のきめ細かな提供)

- 乳児院や児童養護施設等に入所している障害児に対して必要な支援を提供するため、乳児院や児童養護施設等を訪問して実施する発達支援を推進する方策を講じるべきである。
- 重度の障害等のために外出が困難な障害児に対して必要な支援を提供するため、自宅を訪問して発達支援を実施する方策を講じるべきである。

(医療的ケア児への支援)

- 重症心身障害児に当たらない医療的ケア児について、障害児に関する制度の中で明確に位置付け、必要な支援を推進すべきである。
- 医療的ケア児等について、医療・福祉の連携が求められる重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業の実施状況等も踏まえ、その家族の負担も勘案し、医療、福祉、教育等の必要な支援を円滑に受け取ることができるよう、都道府県・市町村や関係機関の連携に向けた方策や、相談支援事業所等の相談支援に早期につなげる方策を講じるべきである。

(適切なサービスの確保と質の向上)

- 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援施策である放課後児童クラブや教育施策である放課後子供教室等における受入れを引き続き推進すべきである。その際、保育所等訪問支援などを活用して、必要に応じて専門的なバックアップを行うべきである。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるほか、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。
- 障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。



## 議題 2

障がい者アートの取組について

## 障がい者アートの取組について

### <基本的な認識>

- 芸術は豊かな人間性を育て、人が人らしく生きるための糧であり、多様性を認め合い、他者と共感し合う心を通じて相互の理解を促進するなど共生社会の基盤をなすものであり、子どもや高齢者、障がいのある人にも広く社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。
- 全国的な機運の高まりと相まって、大分県においても県立美術館の開館、平成30年の国民文化祭の開催、並びに全国障害者芸術・文化祭の開催が決定するなど行政としても障がい者の芸術活動を強く押し進めることが求められている。

平成27年度の取組（障がい者アート推進事業 4,157千円）

### ～目的～

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者の総合美術展である「ときめき作品展」を拡充するとともに、その成果等を踏まえながら、今後の障がい者アートの展開を検討する。

### ～概要～

#### ①ときめき作品展（委託先：大分県障害者社会参加推進センター）

ア 一般展 ・会場：iichiko 総合文化センター アトリウムプラザ

・期日：平成27年11月26日～29日

・内容：県内の障がい者が制作した絵画、陶芸、書道、写真などの作品展  
（毎年度300点を超える出展あり）

イ「Action！」・会場：大分県立美術館 展示室A（新規）

・期日：平成28年1月15日～17日

・内容：一人ひとりのもつ可能性を活かす仕組みを考えるアート展（ワークショップ、フォーラム等）  
（来場者3日間で908人）

#### ②障がい者芸術活動支援懇談会（新規）



（参考）元氣のえるアート（平成17年度～）  
事務局：社会福祉法人みずほ厚生センター

平成28年度の取組（全国障がい者芸術・文化祭開催準備事業 予算要求中）

- ①人材育成（施設等で芸術的視点から指導できる職員等の育成）
- ②作品展示の機会の確保（展示会、フォーラム、ワークショップ等）
- ③高いレベルの作品発掘（県内事業所等に有識者を派遣）
- ④全国障がい者芸術・文化祭に向けた検討会議の設置  
（テーマや愛称、事業メニューなど実施計画を策定）

### 課題

- ①市町村、施設・事業所等を巻き込んだ機運の醸成
- ②障がい者芸術・文化祭に参加するアーティストの発掘
- ③東京オリンピック・パラリンピック競技大会（文化プログラム）に向けた取組



## 平成27年度の取組（障がい者アート推進事業）

### 一人ひとりのもつ可能性を生かす仕組みを考えるアート展－Action！－

1 目的  
障がいのある方々が芸術文化活動を通じて自己を表現し生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解を深め、障がいのある方々の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 日時  
平成28年1月15日(金)10:00 ～ 17日(日)16:00

3 場所  
大分県立美術館1階展示室A(大分市兼町2-1)

4 主催  
大分県

5 企画  
NPO法人BEPPU PROJECT（代表山出淳也氏）

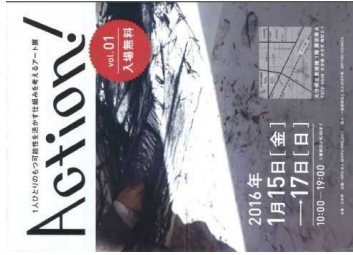
6 概要

作品の展示・鑑賞にとどまらず、映像、音楽、演劇など様々な活動を紹介するほか、国東市の造形作家 中野マーク周作氏によるワークショップや、日本の障がい者アートの代表的実践者である一般財団法人「たんぼぼの家」の播磨靖夫氏による障がい者アートについて考えるフォーラムを開催

7 実績  
入場者数（3日間累計） 908人

8 アンケート結果

- ・公営の美術館にてアールブリュット展が開催されることが少ないので、とても良い機会だった。
- ・作品はもちろんだが、それぞれの取り組みのプロセス等が知れて良かった。
- ・文章として説明があるので、ゆっくりと理解でき良かった
- ・展示方法がわかりやすかった。
- ・心のバリアがほぐれていくような心地良いメッセージがストレートで、優しく伝わって来ました。
- ・共感できる人が多い大分県であれぱと願います。
- ・いろいろ考えるきっかけとなった展示会でした。アートの幅広いとらえ方で、様々な活動、考え方を知ることができました。



### 大分県障がい者芸術活動支援懇談会

1 設置目的  
見る者等に感動を与える障がい者芸術活動は障がい者の自立や社会参加を後押しする大きな可能性を持つことから具体的な支援策について、見識を有する幅広い分野の関係者から意見を聞き、今後の障がい者芸術の支援のあり方について検討する。

2 検討項目  
-大分県障がい者芸術活動支援に関する提言について  
-「Action！」の具体的な内容について

3 委員名簿

①大分大学	教授	田中修二
②たんぼぼの家	理事長	播磨靖夫
③すざのこ村 いざいきランド	施設長	熊鷹誠治
④LA PALOMA	代表	中野伸哉
⑤サポートセンター風車	代表	吐合紀子
⑥BEPPU PROJECT	代表	山出淳也
⑦大分県立美術館	副館長	加藤蔵彦



(参考)元氣のてるアート  
事務局: 社会福祉法人みずほ厚生センター

4 開催時期・内容

■ 第1回

時期: 8月11日(火)

内容: ①懇談会設置の目的と大分県の取組状況説明  
②各委員の活動状況報告等(問題点、課題の洗い出し)  
③特別展の実施方法の検討

■ 第2回

時期: 9月29日(火)

内容: ①大分県障がい者芸術活動支援に関する意見聴取  
②H28年度新規事業に対する意見聴取  
③特別展企画イメージの提案、検討

■ 第3回

時期: 10月29日(木)

内容: ①「大分県障がい者芸術活動支援に関する提言(仮称)」について意見聴取  
②H28年度新規事業に対する意見聴取  
③「Action！」の具体的な内容について

■ 第4回／第5回

時期: 2月～3月

内容: ①H27年度実施事業報告  
②「大分県障がい者芸術活動支援に関する提言(仮称)」の確定  
③平成28年度新規事業の決定、協力依頼 等



### 議題 3

自立支援協議会を活用した  
障がい者スポーツの普及



## H27年度障がい者余暇活動「集いの場」 予定表

内 容：障がい者スポーツ「ボッチャ・フライングディスク」他  
(他種目や文化活動等にも広げる予定)

日 程：平成27年7月以降、月1回（土曜の午前中）

7月11日(土)	午前10:00~11:30 ※7月11日は、デモンストレーション。 ※7月と1月以外は、毎月第4土曜日
8月22日(土)	
9月26日(土)	
10月24日(土)	
11月28日(土)	
12月26日(土)	
1月16日(土)	
2月27日(土)	
3月26日(土)	

場 所：野岡体育館（7月のデモ当日以外は、片面のみ）

指導者：大分県障害者スポーツ指導者協議会より派遣。1回に3名。

対 象：市内の障害者のうち希望する者および障がい者スポーツに関心のある方

定 員：約15名程度（7月のデモの定員は決めていない。30名程度の可能性あり）

予 算：道具は市内の障害者施設や社協から借用のため無料  
会場使用料は市の申請により無料  
参加料は徴収しない

主 催：佐伯市地域自立支援協議会 地域生活支援部会兼合同部会  
佐伯市 障がい福祉課 障がい福祉係

担 当：地域生活支援部会兼合同部会部会長  
佐伯市障がい福祉課障がい福祉係



## 平成28年度「障害者の余暇活動 集いの場」（障害者スポーツ）について

佐伯市自立支援協議会地域生活支援部会において、障害者の地域生活についての現状把握をアンケート調査や聞き取り等にて行った結果、障害者が余暇活動を楽しむ機会は少なく、公共施設等を利用する際も障害者が利用しやすい環境とは言えない現状が明らかになった。その背景には、①障害者が参加できる余暇活動の場や機会の不足②移動面での困難さ③新たな場を作っても継続しにくい等があげられた。

そこで、27年7月から障害者が楽しめる余暇活動「集いの場」を開催し、県も普及啓発に取り組んでいる障害者スポーツである「ボッチャ・フライングディスク」を実施している。

事業名：障害者余暇活動「集いの場」

日 程：平成28年4月～平成29年3月までの毎月1回

土曜日の午前10時～12時

場 所：佐伯市営 野岡体育館（市主催のため無料）

指導者：大分県障害者スポーツ指導者協議会（事務局：太陽の家）より派遣

ボッチャ協会・フライングディスク協会（障害者スポーツ指導員）

対 象：市内の障害者のうち希望する者

定 員：約30名（H27年度平均参加者数25名）

内 容：障害者スポーツ ボッチャ・フライングディスク

（重度の障害者のために考案されたスポーツでパラリンピックの正式種目競技は老若男女の区別なくできる。）

費 用：道具は、市内の障害者施設・社協等にあるため、無料。

会場使用料は、市の申請により無料。

指導者派遣料として、指導者1名につき1回4500円（日当+旅費）

**報償費（講師料） 4,500円×3名×12ヶ月=162,000円**

課 題：今後の課題として、現在は指導者の他に補助的な支援ができるボランティアおよび移動手段の確保等について、今後の部会において検討する予定である。



## 報告事項

## 平成28年度大分県自立支援協議会の議題について（案）

来年度協議する議題については、下記のと通りの予定です。

自立支援協議会で協議したい事項等がございましたら、随時事務局にご連絡ください。

### （平成28年度第1回大分県自立支援協議会議題）

平成28年7月開催予定

1. 市町村自立支援協議会の開催実績の報告及び各協議会の課題解決に向けた取組や支援について
2. 今後の相談支援従事者研修の実施のあり方について

### （平成28年度第2回大分県自立支援協議会議題）

平成28年12月開催予定

1. 障がい福祉計画（第4期）の進捗状況について
2. 障がいのある方を支援するための相談支援体制整備について



(公印省略)



障福第2582号  
平成28年1月13日

関係各位

大分県福祉保健部障害福祉課長

大分県障がいを理由とする差別解消フォーラムの開催について（お知らせ）

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、本年4月に施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の円滑な施行と障がいに対する県民理解の一層の促進を目的とした標記のフォーラムを別添開催要領のとおり開催することとしたのでお知らせします。

なお、ご参加いただくためには事前の申し込みが必要となりますので、県庁ホームページから申し込みください。

担当：地域生活支援班 高山、小野  
TEL：097-506-2725（直通）／ FAX：097-506-1740  
E-mail：takayama-takashi@pref.oita.lg.jp

# 開 催 要 領

## 行 事 名

大分県障がいを理由とする差別解消フォーラム

## 目 的

平成28年4月に施行される障害者差別解消法及び差別解消条例の円滑な施行を目指すとともに、県内における障がい者差別解消に向けた取組の促進と機運の醸成を図ることを目的とする。

## 開催日時

平成28年2月21日（日） 13:00～15:30

## 場 所

大分県労働福祉会館ソレイユ（定員285人）  
大分市中央町4丁目2番5号 097-533-1121

## 対 象 者

どなたでも参加可能

## 内 容

- (1) 「障がいのある方の権利擁護について（仮題）」  
弁護士 徳田靖之 氏
- (2) 「障害者差別解消法とガイドラインについて（仮題）」  
内閣府障害者制度改革担当室 政策企画調査官 尾上浩二 氏
- (3) 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例（案）」  
の制定について

## そ の 他

参加無料ですが、事前の申し込みが必要です。以下のアドレスから簡易申請システムをご利用ください。

<https://www.egov-oita.pref.oita.jp/xGZodk5E>

※不明な点は担当者（高山、小野）あてご確認ください。